

せいかつほご

生活保護のしおり

せいかつほご そうだん しんせい かた
生活保護の相談・申請をされる方のために

たんとうぶしょ 担当部署
しらかわしふくしじむしょ しゃがいふくしかほごかかり
白河市福祉事務所 (社会福祉課保護係)

じゅうしょ 住所
しらかわしはちまんこうじ ばんち
白河市八幡小路7番地1

でんわ 電話
0248-22-1111

ないせん 内線
2148, 2149, 2150

(令和4年6月10日現在)

せいかつ ほ ご せいど 生活保護制度とは

- わたしたちの ^{いっしょう} 一生の間には、^{びょうき} 病気やけがなどいろいろな ^{じじょう} 事情で生活に困ってしまうことがあります。
- 生活保護は、このように生活に困っている方に、^{かた} 健康で ^{けんこう} 文化的な ^{ぶんかてき} 最低限度の ^{さいていげんど} 生活を ^{ほしょう} 保障するとともに、^{いちにち} 一日も早く ^{じぶん} 自分ので ^{ちから} 力で生活できるよう ^{えんじょ} 援助する ^{せいど} 制度です。

せいかつ ほ ご しゅるい 生活保護の種類

生活保護には、次の ^{つぎ} 8種類があり、^{せたい} 世帯の ^{じょうきょう} 状況に応じて、それぞれ ^{ひつよう} 必要な ^{ふじょ} 扶助が受けられることになっています。

1. ^{せいかつふじょ} 生活扶助 ^{まいにち} 毎日の ^{ひつよう} 暮らしに必要な ^{いんしょく} 飲食、^{いふく} 衣服、^{でんき} 電気、^{すいどうだい} ガス、水道代などの ^{にちじょうせいかつ} 日常生活に必要な ^{ひつよう} 費用
2. ^{きょういくふじょ} 教育扶助 ^{がくようひん} 学用品、^{きょうざいひ} 教材費、^{きゅうしょくひ} 給食費などの ^{ぎむ} 義務教育に必要な ^{ひつよう} 費用
3. ^{じゅうたくふじょ} 住宅扶助 ^{やちん} 家賃、^{ちだい} 地代や ^{じゅうたく} 住宅の ^{ほしゅう} 補修などに必要な ^{ひつよう} 費用
4. ^{いりょうふじょ} 医療扶助 ^{びょうき} 病気やけがの ^{ちりょう} 治療に必要な ^{ひつよう} 費用
5. ^{かいごふじょ} 介護扶助 ^{かいご} 介護サービスを ^{りよう} 利用するために必要な ^{ひつよう} 費用
6. ^{しゅつざんふじょ} 出産扶助 ^{しゅつざん} 出産に必要な ^{ひつよう} 費用
7. ^{せいぎょうふじょ} 生業扶助 ^{ぎのう} 技能や ^{ぎじゅつ} 技術を ^み 身につけたり、^{しごと} あらたに仕事につくために ^{ひつよう} 必要な費用、^{こうとうがっこう} 高等学校等に ^{しゅうがく} 就学するために必要な ^{ひつよう} 費用
8. ^{そうさいふじょ} 葬祭扶助 ^{そうさい} 葬祭に必要な ^{ひつよう} 費用

生活保護費の計算方法

- 生活保護は、世帯を単位として決められます。
 - 生計をともにしている方々は、同一世帯として扱われます。
 - 国が定めた基準により計算したその世帯の最低生活費（世帯員数、年齢などによって異なります。）とその世帯全体の収入を比べ、収入が少ない場合にその不足する分を生活保護費として支給します。

◆保護が受けられる場合

最低生活費	
収入	保護費

収入が最低生活費を下回るとき

（負債は収入から控除しない）

◆保護が受けられない場合

最低生活費	
収入	

収入が最低生活費を上回るとき

◆収入とは

働いて得た収入、恩給、年金、手当、仕送り、財産収入、預貯金、保険金、不動産売却収入など、すべての収入を含みます。

生活保護を受けるには

生活保護は、次のような活用できる能力や資産などをすべて活用した後に、はじめて適用されるものです。ただし、暴力団員に対しては、保護の要件を満たさないものとして、申請を却下するなど厳正に対応します。

○ 能力の活用

働くことができる方は、その能力に応じて働いてください。

○ 資産の活用

土地・家屋、預貯金、生命保険、貴金属、自動車などの資産は、原則として処分して生活費にあててください。

なお、生活保護を受けている期間は、自動車の保有や使用は、原則認められません。また、他人名義の自動車の使用も、同様に認めることはできません。

資産の保有が認められるかどうかは、福祉事務所が決定します。

○ 扶養義務者からの援助

親子、兄弟姉妹などの親戚には、よく相談してできる限りの援助（精神的支援を含む）をお願いしてください。（扶養義務のある方には、原則として扶養の照会を行います。ただし、聞き取り状況に応じて照会を行わない場合もあります。）

㊦ 70歳以上で扶養能力が無い、10年以上音信不通、DV、虐待経験がある場合など著しい関係不良

○ 他の制度の活用

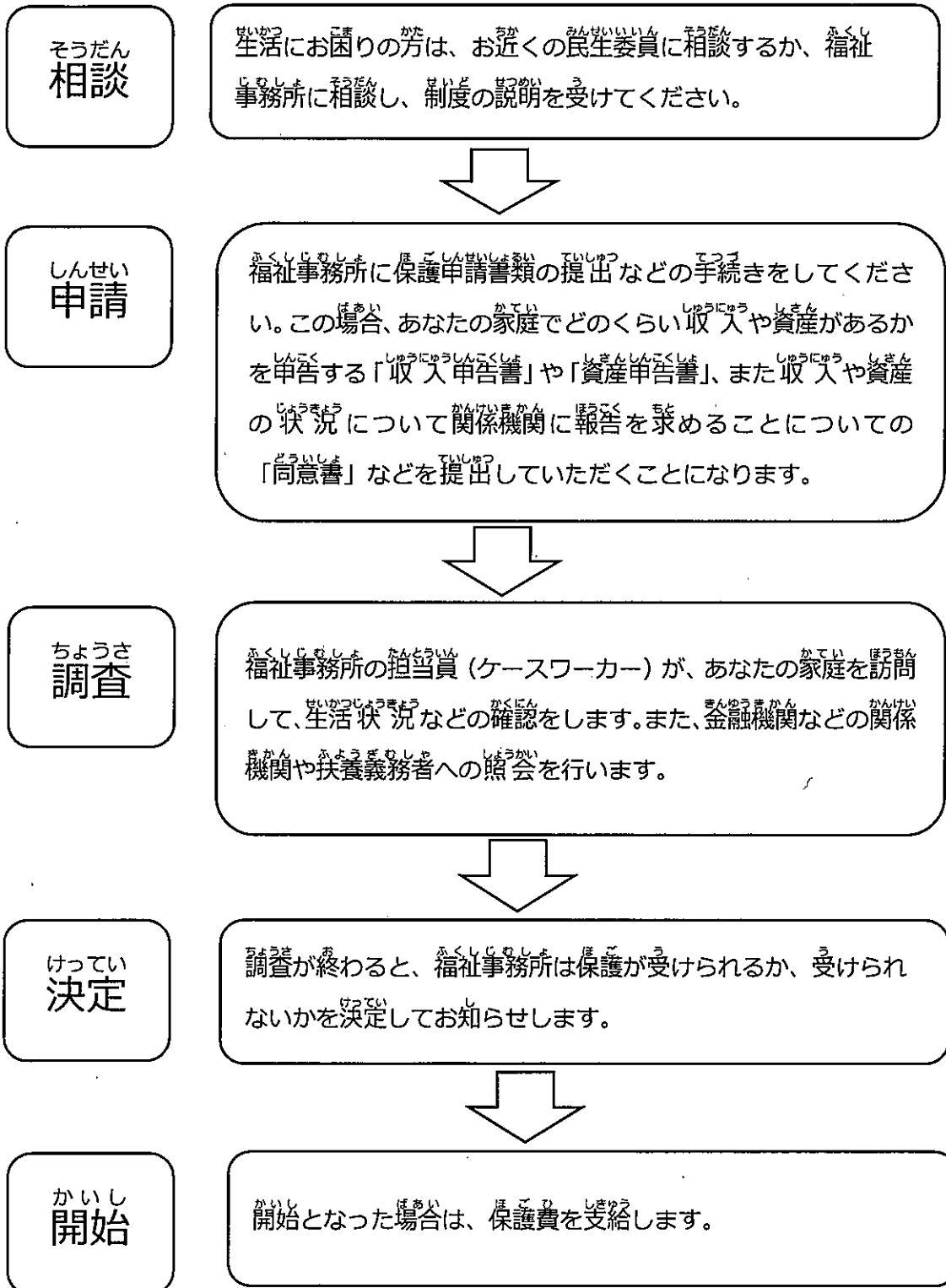
他の法律や制度で給付を受けられるものがあれば、手続きをしてください。

たとえば、老齢年金、障害年金、児童手当、児童扶養手当、傷病手当金、

失業給付金、労災保険給付、自立支援医療など

○ その他わからないことは、福祉事務所に相談してください。

せいかつ ほ ご じゆきゆう なが
生活保護受給までの流れ



生活保護を受けた場合には

- 生活保護を受けている期間は、担当のケースワーカーが、定期的にあなたの家庭を訪問し、あなたが自立した生活が送れるように必要な指導や援助を行っています。
- 生活保護費は 1 か月分の保護費を毎月5日（5日が土日祝日の場合はその前日）に支給します。

次のことを確認してください。

- 国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している方
生活保護を受けている期間は、国民健康保険等に加入できませんので、保険証をすみやかに市国保年金課または福祉事務所に返してください。
- 社会保険に加入している方
健康保険証はこれまでどおり使えます。
- 固定資産税、NHK受信料などが減免されることがありますので、福祉事務所に相談してください。

病気やけがなどをしたときは次のことに注意してください。

- 病気やけがなどのため、はじめて病院を受診する場合は、原則として受診の前に福祉事務所に連絡してください。
- 夜間や緊急の場合は、そのまま病院に行ってください。その後できるだけ早く、福祉事務所に連絡し、指示を受けてください。
- 同じ病気で2つ以上の病院にかかることはできません。
- 医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が可能と判断した場合は、

後発医薬品の服用に努めてください。

- 通院する際に交通費が必要なときは、福祉事務所に相談してください。
- 次の場合は、医師または施術者の意見または同意が必要な場合がありますので、事前に福祉事務所に相談してください。

- メガネ、コルセットなどの治療材料が必要なとき

- 柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅうを利用したいとき

- 交通事故などの第三者の不法行為によるけがなどのため病院にかかりたいときは、事前に福祉事務所に連絡してください。

なお、夜間や緊急の場合のため、やむを得ず連絡ができない場合は、そのまま病院に行き、その後できるだけ早く、福祉事務所に連絡し、指示を受けてください。

家族すべての方について、次のようなときはすぐに福祉事務所に届け出てください。

これらは、保護費の金額決定にかかわるものですから、すみやかに届け出てください。届け出が遅れると、保護費を返してもらうなどの不利益がおよぶ可能性があります。

- 働くようになったとき、働けなくなったとき、仕事が変わったとき
(高校生などの未成年者のアルバイトも含みます。)

- 収入が入ったとき、増えたとき、減ったとき

給与、賞与(ボーナス)、恩給、年金、児童手当、児童扶養手当、傷病手当金、

雇用保険金、労働者災害補償金、損害賠償金、退職金、仕送りなど

- 家族に変わったことがあったとき
 妊娠、出産、入学、休学、卒業、就職、結婚、離婚、入院、退院、
 死亡、交通事故、転入、転出など（転入、転出については住民登録によ
 るほか、その生活実態に基づいて取扱います。）
- 現在住んでいる家を引っ越そうとするとき
- 家賃、地代が変わるとき
- 介護サービス、障害福祉サービスが必要になったとき
- 障害者手帳などを取得したとき、または障害等級が変更になったとき
- 社会保険に加入したとき、または加入資格を失ったとき
- その他、生活状況に変更があったとき
- 長い期間、家を留守にするときは、福祉事務所に連絡してください。

つぎ まも
 次のことを守ってください。

- 保護を受ける権利は、他人に譲り渡すことはできません。
- 働くことができる方は、その能力に応じて働いてください。
- 病気の方は、一日も早く治るように医師の指示に従ってください。
- 親子、兄弟姉妹などの親戚には、できる限りの援助をお願いしてください。
- 他の法律や制度で給付が受けられるものがあれば、手続きをしてください。
 たとえば、老齢年金、障害年金、児童手当、児童扶養手当、傷病手当金、
 失業給付金、労災保険給付、自立支援医療など
- 毎月の生活では、計画的な支出を心掛けてください。（家賃や水道光熱費、
 給食費は必ず納めてください。また、借金はしないでください。借金をし
た場合は、収入として認定します。）

指導や指示をすることがあります。

あなたの世帯の生活の維持・向上その他保護の目的達成のために福祉事務所
が行う指導・指示に従ってください。

なお、指導・指示は口頭または文書で行います。

次のような場合、正当な理由がなく従わないときは、保護の変更や停止、廃止

をすることがあります。

- 働ける能力、状況があるのに働こうとしないとき
 - 病気やけがが治っても働こうとしないとき
 - 学校を卒業したのに就職しようとしていないとき
 - 病人や子どもの世話が必要でなくなっても働こうとしないとき
 - 本人の健康状態等から判断して収入が少ないとき
- 保有を認められない資産があるのに処分をしないとき
- 病気にかかっているのに、医師の指示に従わず治す努力をしないとき
- 正しい収入の額を届け出ないとき
- 担当員（ケースワーカー）の家庭訪問、調査、書類の提出などに協力しないとき

支給した保護費（医療費を含む）を返してもらうことがあります。

- 病院への入院や施設入所などにより、生活状況が変わった場合
 - 保護費の支給後に収入が増えたことがわかった場合
 - 資産があるにもかかわらず保護を受け、その後、資産から収入を得た場合
- たとえば、
- 資産があるが、すぐには処分できず、その後に処分できたとき

- 年金をさかのぼって受けとったとき
- 交通事故の補償金を受けとったとき
- 事実と違った申請(虚偽の申請)をしたり、収入の申告をしないなど、不正な方法で保護を受けた場合
この場合、法律により罰せられることがあります(福祉事務所では、定期的に資産や収入の状況を調査しています。)

その他、不明な点は福祉事務所へお問い合わせください。